

農山漁村滞在型余暇活動に資するための
機能の整備に関する基本方針

平成 8 年 1 1 月
静 岡 県

〈 目次 〉

第1 基本的な考え方

- 1 目的と背景 1
- 2 本県の特徴 1
- 3 考え方 2
 - (1) グリーン・ツーリズムの展開
 - (2) グリーン・ツーリズムの基礎的構成要素
 - (3) 人と自然の共生
 - (4) 都市と農山漁村の共生
 - (5) グリーン・ツーリズムと農林漁業
 - (6) グリーン・ツーリズムと農山漁村の景観
 - (7) グリーン・ツーリズムと観光産業

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

- 1 基本的な事項 4
 - (1) 整備のあり方
 - (2) 整備の進め方
- 2 整備地区の設定 5
- 3 整備地区の土地利用 5
- 4 整備地区の農業体験施設などの整備 5
- 5 その他必要な事項 5

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

- 1 基本的な事項 6
 - (1) 整備のあり方
 - (2) 整備の進め方
- 2 林業体験施設などの整備 7
- 3 その他必要事項 7

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

- 1 基本的な事項 8
 - (1) 整備のあり方
 - (2) 整備の進め方
- 2 漁業体験施設などの整備 9
- 3 その他必要な事項 9

第5 施策の展開

- 1 現状と課題 10
- 2 グリーン・ツーリズムの推進の方向 10
- 3 主要施策 14

第1 基本的な考え方

1 目的と背景

近年、余暇時間の増加や心の豊かさ重視への国民の価値観の変化などに伴い、自然が豊かな農山漁村や農林漁業への期待と関心の高まりが見られ、都市住民を中心に、余暇を利用して農山漁村に滞在し、農作業、森林施業、漁ろうなど地域の農林漁業や自然などを体験し、これに親しもうとする動きがみられます。

このような農山漁村での滞在型の余暇活動は、きたるべき21世紀に向けてゆとりある国民生活を実現する上で極めて重要な要素であるとともに、それを受け入れる農山漁村においては、都市住民との交流の活発化や農林水産物の販路拡大などの経済的な効果などにより、その活性化の有力な手段となり得るものであることから、農山漁村における余暇活動を促進するための基本方針を定めるものとします。

2 本県の特徴

本県の農山漁村は、温暖な気候のもと、茶、みかん、メロン、わさび、花き生産など多様な農業が展開されているとともに、北部地域の森林及び伊豆地域の豊富な林産資源を活用した林業、また、伊豆半島から駿河湾、遠州灘、浜名湖といった変化に富んだ生産性の高い漁場に恵まれ、多様な漁業が営まれており、都市部と農山漁村が近接している特徴があります。

また、富士山や南アルプスの山々から500kmに亘る海岸線まで南北に移動すれば変化に富んだ地形や風土が広がり、それに培われた様々な文化もあります。

さらに、首都圏から近く、全国有数の観光圏であることから、観光産業との連携による入り込み客に期待が持てます。

すなわち、地域の多様な資源を生かして、魅力ある個性的な農山漁村を作ることのできる可能性を秘めているとともに、都市部に住む県民も自然豊かな農山漁村がわずかな距離にあることから、日常的交流が行い易いなど、農山漁村での余暇活動には、有利な条件を備えているといえます。

3 考え方

(1) グリーン・ツーリズムの展開

本県の農山漁村での余暇活動は、先に述べた豊かな自然や農山漁村が身近にあることを考えれば、「ぶらりと気楽に農山漁村に出掛けて、心身共にリフレッシュする余暇活動」と定義し、「日帰り型」から「滞在型」まで、幅広くとらえた活動とします。

(2) グリーン・ツーリズムの基礎的構成要素

グリーン・ツーリズムを進めるのに適した地域は、次の基礎的な構成要素に恵まれていることが必要です。

ア 豊かな自然

訪れた人々が、心豊かな広がりを楽しむような、景観や昆虫、小動物などの自然を構成する生物に恵まれていることが必要です。

イ 健全な農林漁業

健全な農林漁業の存在により、美しい景観の形成や多様な体験、新鮮な生産物との出会いが可能になります。

ウ 個性ある農山漁村文化とその伝承

住居や生垣、歴史的な遺産、民話、食文化、祭り、遊びなどの農山漁村文化とその伝承がその地域の個性を生み出します。

(3) 人と自然の共生

農山漁村が育んできた美しく豊かな自然や歴史、風土、伝統、文化は、その地域のみならず県民全体のかげがえのない財産であり、これを受け継いでいくことは、私たちに課せられた義務でもあります。

こうした意味で、グリーン・ツーリズムの推進を契機に、改めてこれらの財産を見直すと同時に、与えられた資源を有効に活かして「人と自然の共生」を目指した地域づくりを進める必要があります。

(4) 都市と農山漁村の共生

自然が豊かに存在する農山漁村は、水源のかん養などの公益的機能の役割に止まらず、都市住民にとって、心身をリフレッシュする空間としての役割がますます高まってきております。

一方、国際化の進行などにより農林漁業の生産活動が停滞気味となっている農山漁村にとって、地域の活性化は大きな課題となってきました。

こうしたことから、農山漁村を、住む人にとっても訪れる人にとっても魅力ある空間として整備し、相互の理解を深めつつ「都市と農山漁村の共生」に向けた息の長い活動を続ける必要があります。

(5) グリーン・ツーリズムと農林漁業

農林漁業や農山漁村の持っている資源を活用するグリーン・ツーリズムの推進には、農林漁業の健全な発展が前提となります。また、来訪者の多様なニーズに対応するためには、農林漁業間の積極的な連携が必要です。

(6) グリーン・ツーリズムと農山漁村の景観

農山漁村の美しい景観は、森林、農地、河川、海岸線などの自然や神社、家並など様々な要素で成り立っています。

こうした景観は、訪問者のためだけでなく、そこに暮らす者にとって快適であることも重要なことですので、地域住民の合意に基づいた保全管理や整備が必要です。

(7) グリーン・ツーリズムと観光産業

グリーン・ツーリズムは、農林漁業の健全な発展に裏打ちされた美しく豊かな自然や地域固有の景観、産物、文化なくしては考えられません。

グリーン・ツーリズムの推進の成果を確保するためには、施設の運営や誘客に工夫を凝らすとともに、観光産業との積極的な連携による入り込み客の増加が必要です。

しかし、農林漁業や地域の産物が介在すること、地域の自然生態や農山漁村景観を守ること、地域住民とのふれあいを大切にすることなど、従来の観光産業とは異なった認識で進める必要があります。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 基本的な事項

(1) 整備のあり方

次のような地域の整備をめざします。

- ア 自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされ、良好な農村景観が形成されること。
- イ 体験施設や宿泊施設などが相互に連携し、一体的に整備されること。
- ウ 農業体験指導など、質の高いサービスと地域の諸資源を活かした特色ある余暇活動の場が提供されること。
- エ 地域の農業や関連産業の振興に貢献し、就業機会の確保や農家所得の向上などによる活性化が図られること。

(2) 整備の進め方

次の事項に留意して、各地域の特色を活かした整備に努めます。

- ア 地域の住民が主体となった交流が行われ、都市と農村の相互理解が促進されること。
- イ 地域資源及び農業者など地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用すること。
- ウ 農産物の販売促進、農産加工品の開発・生産など、地域の農業及び関連産業などの振興を図ること。
- エ 施設などの利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農業体験施設などの効率的な運営を図るため、農業体験などの指導、施設の運営などを行う人材の育成を進めること。
- オ 土地利用関係法令の適切な運用などにより、秩序ある土地利用の推進を図ること。
- カ 自然環境の保全との調和、農業の健全な発展との調和、居住機能との調和などに配慮すること。
- キ 関係する農業者や農業体験施設などの運営者の組織化や関係団体、市町村などの連携を図ること。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という）の設定

- (1) 農用地などが整備地区内の土地の相当部分を占め、良好に保全されていること。
- (2) 自然環境の保全などに配慮がなされ、良好な農村の景観が形成されていること。
- (3) 自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれること。
- (4) 余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高く、余暇活動において役割を発揮できる人材がいること。
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域（これと一体的に整備することが相当とする区域を含む）内にあること。

3 整備地区の土地利用

良好な農村景観の保全、農業体験の場などを確保するため、地域住民による土地利用に関する協定づくりなどを推進します。

4 整備地区の農業体験施設などの整備

次の点に留意して、施設などの整備を推進します。

- (1) 地域の特性や自然条件などを活かした特色のある施設などの整備に努めること。
- (2) 農業や農村に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民などのニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設などの整備に努めること。
- (3) 施設などの運営などで、地域住民の技能や意向が十分反映されるよう配慮すること。
- (4) 四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能や内容などについて十分検討すること。
- (5) 既存の施設の活用を含め、各施設の計画的な配置に努めること。
- (6) 周囲の自然環境や農業生産活動、生活環境などとの調和に配慮すること。

5 その他必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画などの関連計画との調整を図ります。
- (2) 加工体験施設、食堂宿泊施設などで利用する原材料・食材などには地域農産物を活用できるよう地域の関係者による協定づくりなどを推進します。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 基本的な事項

(1) 整備のあり方

次のような地域の整備をめざします。

- ア 地域の特性を活かしつつ秩序ある土地利用に対する配慮がなされ、緑豊かな山村景観が形成されること。
- イ 体験施設・宿泊施設などが相互に連携し、一体的に整備されること。
- ウ 森林の持つ保健機能が高度に発揮される多様な森林が整備されるとともに、都市住民が森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の場が提供されること。
- エ 地域の林業や関連産業の振興に貢献し、就業機会の確保や林家所得の向上のほか、国土の保全など森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成されること。

(2) 整備の進め方

次の事項に留意して、計画的・一体的な整備に努めます。

- ア 都市住民などの余暇活動が地域の森林の保全・整備及び林業生産活動・地域社会活動と調和をもって共存すること。
- イ 林産物・木製品の販売などを通じて、地域の森林・林業に関する認識及び理解を促進し、森林整備に対する積極的な協力・参加を推進するとともに地域林業の振興に寄与すること。
- ウ 地域の森林所有者、森林組合などの意向を勘案しつつ、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の保健及びその他の機能が高度に発揮されること。
- エ 森林施業などの体験については、地質、地形、気象、植生などを勘案して体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導など、安全な体験をするための措置をすること。
- オ 森林インストラクターなどの森林・林業体験を指導・案内する人材の活用とその育成を図ること。

2 林業体験施設などの整備

次の点に留意して、施設などの整備を推進します。

- (1) 地域の特性や自然条件などを活かした特色のある施設などの整備に努めること。
- (2) 林業や山村に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民などのニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設などの整備に努めること。
- (3) 施設などの運営などで、地域住民の技能や意向が十分反映されるよう配慮すること。
- (4) 四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能や内容などについて十分検討すること。
- (5) 地域の自然環境の保全や林業生産活動との調和、良好な景観や生活環境などの維持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮すること。
- (6) 森林法など関係法令との適切な調整に努めること。

3 その他必要な事項

- (1) 地域森林計画、市町村森林整備計画などの関連計画との調和を図りつつ、森林生態系の保全や周辺環境の整備などに努めます。
- (2) 加工体験施設、食堂宿泊施設などで利用する原材料・食材などには地域林産物を活用できるように地域の関係者による協定づくりなどを推進します。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 基本的な事項

(1) 整備のあり方

次のような地域の整備をめざします。

- ア 良好な自然的環境を有する漁場及び余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成されること。
- イ 体験施設、宿泊施設などが相互に連携し、一体的に整備されること。
- ウ 漁業体験指導など、安全に対する配慮がなされた質の高いサービスと地域の諸資源を活かした多様な余暇活動の場が提供されること。
- エ 漁業や関連産業の振興に貢献し、就業機会の確保や漁家所得の向上などによる地域の活性化が図られること。

(2) 整備の進め方

次の事項に留意し、各地域の特色を活かした整備に努めます。

- ア 地域資源及び地域の漁業生産との有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進、水産加工品の開発・生産など地域の漁業及び関連産業などの振興に寄与するよう配慮すること。
- イ 漁場の適正、円滑な利用を図るなど地域の漁業者と調整の上、優良漁場環境を維持・保全し、関連法令の適切な運用などにより、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮すること。
- ウ 施設などにおける利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進、漁業体験施設などの効率的な運営を図るため、漁業体験などの指導、施設の運営などを行う人材の育成を進めること。

2 漁業体験施設などの整備

次の点に留意して、施設などの整備を推進します。

- (1) 地域の特性や自然条件などを活かした特色のある施設などの整備に努めること。
- (2) 漁業や漁村に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民などのニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設などの整備に努めること。
- (3) 施設などの運営などで、地域住民の技能や意向が十分反映されるよう配慮すること。
- (4) 四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容などについて十分検討すること。
- (5) 地域の自然環境の保全や漁業生産活動との調和、良好な景観や生活環境などの保持・形成、水質の保全、秩序ある水面・土地利用にも十分配慮すること。
- (6) 漁業法など関連法令との適切な調整に努めること。

3 その他必要な事項

- (1) 漁港整備計画などの関連計画との調和を図りつつ、関係海面などの生物資源の保全、その他周辺環境の整備などに努めます。
- (2) 加工体験施設、食堂宿泊施設などで利用する原材料・食材などには地域水産物を活用できるよう地域の関係者による協定づくりなどを推進します。

第5 施策の展開

1 現状と課題

余暇活動の活発化に伴い、農山漁村を訪れる都市住民は増加していますが、農山漁村地域の持つ公益的機能への理解や住民相互の連携はまだ十分とはいえない状態にあります。

また、農山漁村の自然、文化、産業などを体験する施設や都市住民との交流施設が整備されつつありますが、滞在施設の整備や来訪者の受入れ体制は、不十分な状況にあります。

そこで次に示す方向に沿って、グリーン・ツーリズムを展開することとし、必要な施策を推進していきます。

2 グリーン・ツーリズムの推進の方向

(1) 視点

次のような視点で取り組む必要があります。

- ア セールスポイントを明確にし、地域の特色を出すこと。
- イ 集客のターゲットをある程度明確にして推進すること。
- ウ 集落のある程度の開放など地域全体の合意形成を図ること。
- エ 長期的な視点から景観づくりなどに計画的に取り組むこと。

(2) 形態

本県の特色を活かし、次に示すような形態が考えられます。

ア ぶらりリピート型

交通の利便性を活かして、定期的に農山漁村を訪れ、各種体験や散歩を楽しんだり、四季折々のイベントや朝市、夕市などに参加する形態

イ 文化ふれあい体験型

農山漁村の生活体験や農林漁業体験などを求め、物よりも農山漁村の文化や生活に拘った形態

ウ 特産物活用型

地域で採れた農林水産物を活用した郷土料理教室やフラワーデザイン教室などに参加する形態

エ 温泉活用型

各地に広がる温泉資源の魅力と農林漁業体験など各種余暇活動を結合させた形態

オ 観光名所活用型

各地に広がる観光資源と農林漁業体験など各種余暇活動を結合させた形態

カ コミュニティー訴求型

農山漁村に新たなコミュニティを求め、人と人のネットワークに拘った形態

キ 近所付き合い型

農山漁村に住み着くなど、余暇活動に限らず、日常生活の延長として交流する形態

ク 癒しの空間型

土や植物に触れて身体と精神の向上を促し鍛える療法である園芸療法など、癒しの空間として活用する形態

(3) 事始め

長期的な視点に立って、地道な活動から始めることが必要です。

ア お手軽グリーン・ツーリズムの勧め

今までの一般的な余暇活動は、東海道を東西に移動することで多分に満たされていましたが、南北にほんの少し移動すれば、心和む景観の中で様々な体験が日帰りで手軽に楽しむことができます。

イ 子供達を対象とした体験宿泊の勧め

夏休みなどを利用して、都会の児童・生徒が農山漁村に宿泊し、自然とのふれあいや農林漁業体験をすることにより、農山漁村への理解と関心を育てることができます。また、これを契機に家族ぐるみの付き合いに発展するなど、将来のグリーン・ツーリズムのファンの養成にもなります。

ウ 地域ビジネスに向けた体験宿泊の勧め

都市の住民が、農林漁家に宿泊し、「囲炉裏の火」などを囲み団欒するような交流には、非常に暖かなものを感じますが、受け入れる農山漁村側は接客に不慣れですし、訪れる側も遠慮や戸惑いがあり、双方とも実績が不足しているのが現状です。しかし、このような体験の積み重ねが、やがて新しい地域ビジネスへの発展の糸口となるものと思われます。

当面の体験宿泊は、公設の施設が中心にならざるを得ませんが、農山漁村を訪れる人々のニーズの把握とともに、廃屋の活用など新たな宿泊施設の可能性を探っていくことが必要です。

(4) 様々な試みの提案

農山漁村をフィールドにして、次のような新しい試みを提案し、推進します。

ア マイファームを農村に

(ア) 滞在型市民農園

都市周辺の市民農園も賑わっておりますが、農産物の生産に特化しているため長続きしない事例もみられます。

中山間地域での市民農園ならば、野菜や花、果樹など栽培の楽しみに加え、周辺部で山歩きや川遊び、スポーツなど、多彩な活動が可能となります。

こうした滞在型市民農園を快適に運営するためには、作物の種苗の供給や栽培指導など農業者の支援が必要ですので、中山間地域の新しい産業としての可能性が出てきます。

また、滞在型農園までいかなくても、日帰型市民農園や立木、みかん樹などのオーナー制、観光芋ほり農園などいろいろな形で農業と触れ合う場づくりを推進し、そのノウハウを集積する必要があります。

(イ) 農園付オートキャンプ

近年、オートキャンプは、アウトドア活動のシンボルとして、若者から年配までの広い層で親しまれており、そのニーズも次第に多様化してきています。年間何度も通って安価にキャンプしながら野菜や花を栽培する農園付きのオートキャンプ場なども考えられます。

イ 緑の空間を市民スポーツの場に

けんこうづくりへの関心が高まる中、健康ウォークやサイクリング、クロスカントリー、マラソン大会などは、快適な環境で競技できる農山漁村こそ適していますので、農山漁村をフィールドにしたいろいろな企画が提供できます。

ウ 遊び心を育てる農山漁村

農山漁村は、泥にまみれてサッカーや綱引きを行う「どろりんピック」、ふるさとの案山子^{カカシ}コンクール、田園コンサートなど、その気になれば多様な体験や思い出を創出する素材に恵まれています。

また、地域の生産物を活用した食文化の創造も期待されます。

エ 農山漁村を週末ドライブと買い出しの場に

県下各地で朝市や夕市が開かれるようになり、今日では240ヶ所を数えるほどに定着してきています。消費者にとって、自然豊かな景観の素晴らしい土地をドライブしながら、新鮮で安全な農林水産物を手にいれることは、大きな魅力です。

オ 農山漁村を教育の場に

農林水産物や農山漁村の自然は、青少年の体験教育の素材として、無限の資源といえます。こうした資源を活かし、学校農園や林間学校、臨海学校などにより農林漁業に対する正しい認識を育てることができます。

また、農山漁村の人材を活かした体験教育を支援するプログラムの充実も必要です。

3 主要施策

(1) 美しい村づくりの推進

心の和む空間を創造するため、土地に合った並木を育てることや、用水路を活用した親水空間、道路沿いの小さな公園などの整備、地域の生き生きとした生産活動に育まれた特色ある景観の保全など、長期的視点に立ってグリーン・ツーリズムの基盤となる生き生きとした美しい村づくりを進めます。

(2) 受入れ体制などの整備

農林漁業体験インストラクターや地域マネージャーなどの人材育成、余暇プランナーの活用、関係組織間のネットワーク化、推進体制の整備などを進めます。

また、各種イベントの開催、アンテナショップの設置、都市側自治体や企業との連携によるツアー企画の促進などにより、広くふるさとの情報を発信します。

(3) 様々な交流活動の促進

自然観察、農林漁業体験などによる親子ふれあい交流活動やファームステイ、各種セミナーの開催など都市住民との交流活動を促進します。また、多様な体験ソフトの開発を促進します。

(4) 交流の場の整備

森林公園、県民の森、生活環境保全林、公共牧場などの整備や充実を図るとともに、海浜や海洋性レクリエーション施設、市民農園や農林漁家体験民宿、農林漁業ふれあい拠点など交流の場の整備を促進します。

(5) 快適な居住空間等の整備

農山漁村に住む人にとっても訪れる人にとっても快適な居住空間の整備を進めます。

また、活発な交流を促進するため、都市地域と農山漁村地域を結ぶ

道路の整備を推進します。

(6) 支援体制等の整備

関係行政機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する支援組織を設置し、グリーン・ツーリズム推進マニュアルの作成、市町村計画の作成への指導・助言、市町村間の連携、農林漁業者等への指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めます。